一七七四　生産業者及び輸入業者の名称及び住所並びに肥料の名称の変更に係る届出があった件　二七　225　一四

一七七五　肥料の登録が失効した件　二七　225　一四

一七七六　出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動の項の下欄第六号並びに特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成三十一年法務省令第五号）第二条第一項第十三号及び第二項第七号の規定に基づき林業分野に特有の事情に鑑みて定める基準に関する件　三〇　227　八

一七七七　生産方式革新事業活動及び開発供給事業の促進に関する基本的な方針を定める件　三〇　227　三七

一七七八　租税特別措置法施行令第六条の二の三第一項及び第二項並びに第二十八条の八第一項及び第二項に規定する農林水産大臣が定める基準を定める件　三〇　227　三四

一七七九　林業職種の育林・素材生産作業について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等に関する件　三〇　227　三四

一七八〇　出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動の項の下欄第六号及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成三十一年法務省令第五号）の規定に基づき、木材産業分野に特有の事情に鑑みて定める基準を定める件　三〇　227　三六

一七八一　令和六砂糖年度に係る砂糖調整基準価格等を定めた件　三〇　227　三六

一七八二　令和六砂糖・でん粉年度に係る国内産糖交付金及び国内産いもでん粉交付金の単価を定めた件　三〇　227　三六

三　遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づく第一種使用規程の承認をした件　三　五

○農林水産省、環境省

一三〇　租税特別措置法施行令第五条の五の二第二項及び第四項並びに第二十七条の十一の二第二項及び第三項の規定に基づき、同令第五条の五の二第二項及び第二十七条の十一の二第二項の規定に基づく地域の成長発展の基盤強化に著しく資するものとして経済産業大臣が財務大臣と協議して定める基準並びに同令第五条の五の二第四項及び第二十七条の十一の二第三項の規定に基づく地域の事業者に対して著しい経済的効果を及ぼすものとして経済産業大臣が財務大臣と協議して定める基準を定める件　二　八

一三一　輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表の一部を改正する件　二　八

一三二　特定新需要開拓事業活動の実施に関する指針　二　205　一〇四

一三三　半導体産業の事業適応の実施に関する指針の一部を改正する告示　二　205　一〇五

一三四　石油精製業の事業適応の実施に関する指針の一部を改正する告示　二　205　一〇六

一三五　航空機産業の事業適応の実施に関する指針の一部を改正する告示　二　205　一〇七

一三六　金属産業の事業適応の実施に関する指針の一部を改正する告示　二　205　一〇八

一三七　自動車産業の事業適応の実施に関する指針の一部を改正する告示　二　205　一〇九

一三八　化学産業の事業適応の実施に関する指針の一部を改正する告示　二　205　一一〇

一三九　生産工程効率化等設備のうちエネルギーの利用による環境への負荷の低減に著しく資するものとして経済産業大臣が定める基準の一部を改正する告示　二　205　一一一

一四〇　生産工程効率化等設備のうちエネルギーの利用による環境への負荷の低減に特に著しく資するものとして経済産業大臣が定める基準の一部を改正する告示　二　205　一一二

一四一　産業競争力の強化に著しく資するものとして経済産業大臣が定める基準の一部を改正する告示　二　205　一一三

一四二　革新的技術研究成果活用事業活動の実施に関する指針の一部を改正する告示　二　205　一一三

一四三　経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第五十一条に基づき、特定社会基盤事業者の指定を解除する告示　四　六

一四四　石油の備蓄の確保等に関する法律第十三条第一項の規定に基づき、特定石油精製業者等を指定する告示　四　六

一四五　経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第五十条第一項の規定に基づき、特定社会基盤事業者を指定する件　五　四

一四六　高圧ガス保安法第五十八条の三十の三第二項において準用する同法第五十八条の二十二の規定に基づく指定保安検査機関の事業所の所在地の変更の届出があった件　一〇　四

一四七　高圧ガス保安法第三十五条第一項第一号の規定に基づき、指定保安検査機関を指定した件　一〇　四